

八条院に於ける式子内親王

村 井 俊 司

一、序

寿永二年（一一八三）七月二十五日、平家は都を落ちていった。

『平家物語』は、平家一門の都落ちを幾つかの美談で飾っているが、当時の都に生きる人々にとっては、大きな不安、混乱の社会であったことは容易に想像ができる。式子内親王はこの社会に生きた人物であり、その同母兄弟である以仁王は、周知のように平家打倒の烽火を最初に上げた人物として知られる。この以仁王の事件だけ取り上げても、源平争乱に伴う変革動乱の社会は、内親王の内面に、深い意味を持っていたと思われる。現に『式子内親王集』の中にも、源氏の動向について詠んだ歌がある。

川舟のうきて過行く波の上にあづまのことぞしられなれぬる

（『式子内親王集』一九二）

雜

ここでいう、「あづまは」は言うまでもなく、東国のことであり、源氏の噂を聞くことが久しくなったとの心情が詠み込まれている。

社会の中心が貴族から武士へ移行する転換期の激動は、言うまでもなく、式子内親王をも包み込んでいたのである。『吉記』『明月記』の記事によると、この混乱の時代を、内親王は、後述するように、八条院の許で多くの日々を送っていたのである。つまり、源平争乱時代の式子内親王を知る上で、八条院との関係は欠かせない要素であるといえる。また、八条院邸で式子内親王は、その生涯に於いて看過できない出来事に見舞われている。その様子は『明月記』建仁二年（一二〇一）八月二十二日の条に、次のように記されている。

（前略）故斎院御八條殿之間、依思御付屬事、奉咒咀此姫宮並女院、彼御惡念為女院御病之由、種々雜人狂言、依之斎院漸無御同宿、於押小路殿御出家之間、故院猶以此事御不請。

この記事は、式子内親王が八条院とその姫宮を呪詛したという噂が立ち、内親王は八条院邸から出て、出家したといふのである。内親王にとってこの呪詛の噂は、父後白河院の同意を得られない出家を決意する程、その内面に大きな影響を与えた様子が窺える。

また、八条院邸に起居している頃の式子内親王の内面を窺う資料の一つとして、『千載集』釈教部に採られている歌も参考となるであろう。

百首歌のなかに法文の歌に、普賢願の唯此願王不相捨離と

いへるこころを

ふるさとをひとりわかるるゆふべにもおくるは月のかげとこそきけ

（『千載集』卷十九・一二三二）

『千載集』の撰歌範囲については、その序文に、

かみ正暦のころほひよりしも文治のいまにいたるまでのやまとうたをえらびたてまつるべきおほせごとなんありける。

と記されており、この式子内親王の歌は、明確な年代は特定できないが、文治以前の歌であるとわかり、内親王の経歴でいえば、賀茂の斎院であった期間、斎院を退下して三条高倉邸⁽²⁾や法住寺殿萱御所等に起居していた年月を経て、八条院と同宿している頃までに作られた歌であるといえる。同じく『千載集』釈教部には、内親王に仕えていた中将と呼ばれる人物の歌も採られている。

煩惱即菩提のこころをよめる

式子内親王家中将

おもひとくこころひとつになりぬればこほりも水もへだてざりけり

（『千載集』卷十九・一二三七）

このように、内親王や式子内親王家中将の歌が釈教部に採られている状況は、大斎院選子の先例はあるものの、幼い頃より斎院として賀茂の神に仕え、仏事とは離れた位置にいた内親王の仏に対する信仰の深さを物語つていると考えられるのであり、言い換えれば、やはり、内親王の内面に於ける大きな変化も窺えるのである。内親王を仏への信仰に向かわせた理由としては、当然、混迷する社会状況が根底にあるといえるが、式子内親王の生涯を概観して、その内面に直接累を及ぼす社会的に不幸な出来事は、ここに掲げた『明月記』の記載が最初である。その点からも、この釈教歌から窺える内親王の信仰を含めた内面の変化に、八条院での日々が大きな影響を与えていたと推察できるのである。現に石丸晶子氏⁽⁴⁾は法然との出会いは八条院邸ではないかとの見解を示している。

このように式子内親王の生涯を考える上でも、大きな転換期といえる八条院邸に於ける年月について、以下、小稿では、八条院周辺に位置した人物をも含めて考えてみたい。

二、八条院邸の式子内親王

八条院は、美福門院得子を母とする鳥羽天皇の第三皇女であり、式子内親王にとつては叔母に当たる。式子内親王は、この女院の許に一時期同宿していたことが、その後見人吉田経房の『吉記』や、同じく家司であつた藤原定家の『明月記』によつて知られる。その最も早い記述は、『吉記』元暦二年（一一八五）正月三日の次の記事である。

天霽、午斜先参院、八条院前斎院等御同宿云々、入女房見参。

この記載によつて式子内親王が八条院邸に起居していたことは明らかなのであるが、いつ頃、八条院の許に移御あつたかは、それを記す史料がないため特定できない。しかし、源平争乱の混乱した社会で、式子内親王が八条院の許に同宿していた理由については、五味文彦氏⁽⁵⁾に、

源平の争乱期の八条院は院・武家などの有力な権門勢家から独立した位置を占めていた。そのため争乱で失脚した人々が避難してきたし、女房が身を潜める場ともなつており、アジール（避難所）として機能していたのである。

という指摘があり、この八条院がアジール（避難所）という場であつた状況を踏まえれば、式子内親王が八条院に移つた理由の一つが明白となるであろう。

また、式子内親王の父後白河院と八条院とは異母兄弟であり、その関係は、良好で密接であつたと、中村直勝氏⁽⁶⁾や石井進氏⁽⁷⁾等が指摘する。それは、式子内親王の実の兄弟以仁王が、八条院の猶子⁽⁸⁾であったことや、以仁王が討たれた後、その女宮を女院が寵愛している事実（『玉葉』建久七年正月十二日の条）からも窺えるであろう。この後白河院と

八条院との関係も式子内親王が女院の許に同宿出来た基盤として当然、重要な要素であるといえる。

さて、この『吉記』の記事以降、八条院邸に於ける式子内親王の様子を窺える史料が幾つかある。次にそれらを年代順に掲げておきたい。最初に掲げた正月三日の条に次いで、八条院邸の式子内親王について記した記載は、この年の『吉記』七月十二日の条にある。

十二日、天晴、地震猶有度々、午剋先參最勝光院、今日御八講終也。然而朝間早以被行了云々。猶下車入□門見之、有餘習之故也、北釣殿廊顛倒、同二階廊半倒了、進物所屋又顛倒、其外所々屋皆以傾危、眼前見滅亡、不堪悲淚。次參八條院、寢殿口下御所皆悉傾倚、内作併破損、當時女院並前斎院御北対前庭、打屋取儲御□有事也。この記事は、九日に発生した地震見舞のため、経房が八条院に参上して、地震発生時の八条院邸の様子を記しているのである。この地震は八月に入つても収まつていらない状況が『山槐記』の記事からわかる。『山槐記』によると、地震が続く八月十日、十四日に、式子内親王は准三宮になつてゐる。同記、八月十日の条には、

十日庚申、天晴、地震一度、季御読經結願云々、又有内文、別當_{家行之}、前斎院准后之御封事云々。

とあり、式子内親王を准后（准三宮）にという内文があつた様子がわかる。そして、十四日には、

十四日甲子、天晴、今日有改元事、去月九日大地震、以後于今不止、仍有此事、頭右大弁光雅朝臣示送曰、今夜前斎院准后之後初可渡御院御所、人々可被扈從、仍如法午剋可有改元定者、又示送曰、（中略）次參八條院_{八条烏丸東、八条院御所、東前斎院故高倉三位洞院面為前斎院御方、腹法皇御女准后之後初渡御院御所六条北、西頃之寄御車院御車也、物見上、有底、袖綱代也、御車副不賜當色、出車三両、殿上人車也、予、大宮中納言_{実宗代車}、左兵衛督_{頼実}、平宰相親扈從、左武衛候御車寄。殿上人十餘輩前駕、左將曹中臣近武_{黄木賊上上帶劍立烏帽子}在御車後、出車於院在六条面築垣外、御車入東門、奉寄寢殿南階下御之後予逐電帰東山。}

供奉の人々やその次第等も含めて記しているのである。この『山槐記』の記事以降は、『愚昧記』文治六年（一一九〇）正月三日まで内親王について記された史料がなく、その生活等は知り得ないのであるが、父後白河院が式子内親王がいる八条院邸に幾度か渡御した状況は、安田元久氏⁽¹⁰⁾に調査があり、内親王が父院の訪問を受けていた様子は推察できるのである。

ここまでに掲げた記事は、何れも式子内親王が八条院に同宿している初期のものばかりであり、それ以外の記事としては、『愚昧記』文治六年（一一九〇）正月三日と冒頭に掲げた『明月記』建仁二年（一二〇二）八月二十二日の記載が残るのみである。この二つの記事は、内親王の八条院邸からの移御に係わる記載であり、後に触れるとして、式子内親王が八条院邸で起居している様子が明確な元暦二年（一一八五）正月以降、文治六年（一一九〇）正月迄を中心として、内親王にとって八条院邸がどのような環境であつたかを次に考えてみたい。

三、八条院周辺の人々とその和歌活動

ここでは、先ず、式子内親王が同宿していた頃の八条院周辺に位置した人々について触れ、式子内親王がどのような環境にあつたかを考えてみたい。八条院邸の様子については、藤原俊成女である建御前が書いた『たまきはる（建寿御前日記）』の八条院関係の記述が八条院の性格や御所の様子をよく伝えているとして、八条院についての考察の際、しばしば引用される。その中で、先ず出仕の人々の状況を記した次の記載を掲げておきたい。

さぶらふ人のゆかりく、五節出だし、祭り渡り、法師の灌頂、堅義などは、たゞこの御所の御大事と見えて、三位殿、少納言殿當み合はるれど、折節、心ざしあり宮仕ひする人、一人もなし。御所の中、殿上、中門、透き

渡殿などは、さし参る人の足も堪えがたきまで、塵積もりたれど、「あれ掃け、拭へ」など言ふ人もなければ、我らが、「いかに」など言へど、「さかし」ととがむる人もなし。その折ばかり、「こはいかに」など言ひて、掃く。行事のあるとき以外は、出仕する人も少なく、御所の殿上間、中門、渡殿には塵が積もる程、出入りの人が少ない様子が窺える。また、同記には、

侍もみな、昔の鳥羽の院の御いとをしみの物の子、孫のみ庄々領りて、なり清げに習ひよくて、わが参りたき折參りて、遊びたき折遊びて、夜などはみな近き宿直所へ、おのく出で散りぬれば、人など召すに、いらへさし出づる物もなけれど、悪しとも仰せごとなし。藏人、判官代、女房、御後ろ見、引きくに申なして参ると聞けど、世の常は、御格子参る人もなし。たゞ隆範、親行などばかりぞ参る。参るとても、それによりて、もとにまさりていとをしと言ふ事もなし。参らずとて、悪しきこともなし。

という記載もあり、やはり、出仕の人々があまり勤勉でない様子がわかるのである。八条院は当時の社会では確固たる地位を有し、看過できない存在であつたにも拘らず、その私生活に於いては、おおらかな人柄であつたため、人々の出仕についても放任状態であつたことがわかる。

八条院邸の実際の様子はこのようであつたとしても、後白河院が度々渡御するなど、当時の社会で重要な位置にあつたことには変わりなく、その御所の官人は、同記にあるように平素の出仕は間遠であつたとしても、女院がここにあるように、おおらかな性格であれば、やはり諸々の雑務を遂行するためには重要な位置にあつたと考えられる。

官人の中心は言うまでもなく、別当である。そこで、次に式子内親王が同宿していた頃の別当を通して、八条院邸という環境を考えてみたい。八条院の別当については永井晋氏⁽¹⁾に調査があり、先ず、そこに挙げられている、別当であつた人物を掲げることとした。その際、先に式子内親王の同宿が明確な期間は、元暦二年（一一八五）正月から

文治六年（一一九〇）正月迄としたが、歴代の別当を一覧すると八条院邸の官人や女院を取り巻く諸家の状況が如実に現れているので、以下、鹿ヶ谷事件等で平氏政権に陰りが見られる治承元年（一一七七）以降の別当を掲げることにする。

藤原季能 讀岐守	治承二年十一月十八日
藤原経家 中務権大輔	治承三年十一月八日
藤原隆信 前右馬権頭	治承三年十二月十四日
藤原長房 右馬頭	治承四年四月五日
藤原資隆 肥後守	同 右
藤原基輔 右馬権頭	元暦元年十一月六日
源通資 參議	文治二年十月
藤原宗頼 大藏卿	同 右
藤原長経 丹後守	建久四年九月二十三日
藤原定家 左中将	建仁二年十二月三日

これを見ると、六条家が多くの別当（季能・経家・長房・基輔・長経）を輩出していることがわかる。その理由については、永井氏や石井進⁽¹²⁾氏が御給や八条院邸文書から指摘するように、八条院の母美福門院が、八条家の出身であったため、同じ流れである六条家は、外戚として、二代の女院に深く結びついていたからである。

更に、石井氏の論の中には、御子左家も八条家と同じく、二代の女院に親しく仕えている家であるとの指摘もあり、

式子内親王の没後ではあるが、別当として定家の名があるのも、父俊成や母美福門院加賀を始めとし、御子左家の人々が二代の女院に親しく仕えて来たためであるといえる。それ以外では、村上源氏の流れである源通親、通資の兄弟に注意しておきたい。村上源氏と八条院についても、石井氏に村上源氏も美福門院の母の実家であるという点で、二代の女院に關係していた上に、通資と八条家の実清女の婚姻によつて八条家と村上源氏が結ばれていたという指摘があり、美福門院以来の出仕の伝統によるといえる。

さて、式子内親王とここまで見てきた別当を中心とした八条院に關係する諸家について考えてみれば、内親王と繫がりが見いだせるのは、内親王の没後別当になつてゐる定家の出身である御子左家だけである。生涯を通じて内親王の周辺に位置した人物は決して多くないのであるが、その少なかつて内親王の生活等を支え、親しく出仕していたのが、家司の定家やその姉妹の斎院女別当、斎院大納言と呼ばれる御子左家の人々と後見人経房である。特に経房は後見人という立場であつたため、内親王にとつては重要な人物であるといえる。

その経房が全く八条院と無関係であるかというと、その出身である勧修寺一門は、上掲の諸家と同じく二代の女院に仕える家である。それは、先に掲げた歴代別當の中に、藤原宗頼が入つてゐる状況や、応保元年（一一六一）十二月十六日に、一門から四人の別當^{〔13〕}を輩出している事実からも明らかであるといえる。つまり、先の永井氏の調査を参考にすると、勧修寺一門の多くの人々が、八条院の別當や判官代となり、或いは暲子内親王の年爵を受けたりしているが、経房は氏長者でありながら、女院の官人に補せられる等、八条院とこのようない直接の繫がりがないのである。勧修寺一門の氏長者としては十九代光頼以後、全ての者が美福門院、八条院の別當、判官代の何れかに補せられてゐる状況からも、氏長者である経房が八条院に直接、官人として出仕しなかつたのは、異例であるといえる。

この理由を、『平家物語』の記載^{〔14〕}やその経歴から考えれば、経房は若年の頃より、朝廷や院の中枢で活躍する人物で

あつたからであるといえるが、当時の実力者九条兼実や源通親等が八条院との関係を重視している点を考え合わせると、一門の氏長者である経房が八条院と直接繋がりを持たなかつた状況は、八条院に対する経房独自の姿勢が窺えるのである。八条院邸の式子内親王にとつては、父後白河院を除けば、唯一頼るべき人物であるともいえる経房が八条院と直接繋がりがなかつたのは、後に経房邸を御所とする等、内親王と経房の密接な主従関係からすると、八条院邸は、内親王にとつて特に安定した環境ではなかつた一面も窺えるのである。

経房と八条院について少し詳しく触れてきたが、これは史料の少ない式子内親王について、内親王にとつて重要な人物である経房を通して式子内親王の生涯的一面を明らかにできると考えるからである。ここまで、式子内親王とその周辺の人々も含めて、八条院との関係について見てきたのであるが、その結果は、内親王を支える人物としては、若年の定家が見いだせるぐらいで、殆どいなかつたといえるのである。

ところで、先に掲げた歴代別當の中には、勅撰集入集歌人も何人か含まれている。そこで、次に八条院周辺の人物の和歌活動について触れておきたい。先ず、先に示した歴代別當の勅撰集(『千載集』・『新古今集』・『新勅撰集』)入集状況を掲げてみれば次のようになつてゐる。

藤原季能	千載	四首	新古今	三首	新勅撰	なし
藤原経家	千載	三首	新古今	二首	新勅撰	一首
藤原隆信	千載	七首	新古今	三首	新勅撰	六首
藤原長房	(千載・新古今・新勅撰の入集歌なし)					
藤原資隆	千載	二首	新古今	一首	新勅撰	なし
藤原基輔	千載	なし	新古今	一首	新勅撰	なし

源 通 資 (千載・新古今・新勅撰の入集歌なし)

藤 原 宗 賴 (千載・新古今・新勅撰の入集歌なし)
藤 原 長 経 (千載・新古今・新勅撰の入集歌なし)

源 通 親 千載 六首 新古今 六首 新勅撰 五首

藤 原 定 家 千載 八首 新古今 四六首 新勅撰 十五首

これを見ると、人數的には顕輔の孫である経家、基輔を初めとして、六条家関係の別当が多く、採られた歌数としては、隆信、定家の御子左家関係の歌が多く入集している。このように、六条家、御子左家の歌人として、当時の和歌世界を考える上で看過できない人物が、別当として八条院の官人の中心にいたとしても、八条院はその歌が勅撰集に採られておらず、また、和歌史に残るような歌会、歌合を催したという記録も残っていないため、和歌に対する関心はそれ程高くなかったと考えられる。しかし、女院に仕える女房の中には、八条院六条、八条院高倉(15)といった勅撰集に歌が採られる歌人もおり、『山家集』には、女房が虫合をした時に西行が詠んだ、

八条院、宮と申しけるをり、しらかはどのにて、女

房むあはせられけるに、人にかはりてむしぐして、

とりいだしける物に、水に月のうつりたるよしをつ
くりて、その心をよみける

ゆくすゑの名にやながれんつねよりも月すみわたる白川の水

(『山家集』下・雜・一一八八)

という歌もある。

このように、女院の近くに仕える女房の和歌活動を見てみると、八条院は勅撰集に歌が採られるような歌人ではな

いのであるが、公家社会を生きる女院として和歌に対する教養は当然持ち、その邸には歌人としても知られる女房が仕えており、八条院邸が全く和歌世界と隔絶したという環境ではないと知られる。しかし、六条家、御子左家の歌人でもある別当達や勅撰歌人の女房が仕えているにも拘らず、その邸に於いて歌会、歌合が行なわれたという記録が残っていない事実は、やはり、八条院の和歌に対する関心の薄さを物語つていると言えるであろう。

以上、八条院とその周辺の和歌活動について見てきたのであるが、ここで、式子内親王と八条院周辺の歌人達を考える上で参考となる和歌活動を一つ加えておきたい。この当時の歌合については、谷山茂氏⁽¹⁵⁾が、

一一八〇年代の十年間には、六条・御子左両家の人が出詠した歌合の完本としては、文治二年十月二十二日の『八十五番歌合』(衆議判) のただ一篇しか現存していない。

と述べるように、非常に少ないのである。そのような時に催された『八十五番歌合』は、式子内親王の後見人経房の主催による歌合である。この歌合は経房の和歌に対する関心の深さを示す一例であるが、内親王と経房の繋がりについては、先にも述べたように、八条院邸に同宿当時、既に親密な主従関係が存したと考えられ、式子内親王が経房の和歌活動からも影響を受けていると考えられる。また、経房は定家等、御子左家と非常に親しい関係⁽¹⁶⁾にあり、その定家は俊成に伴われて、治承五年(一一八一)一月には、既に式子内親王を三条高倉邸に訪れていた。つまり、八条院邸に同宿している頃の式子内親王は御子左家の和歌活動に理解を示していた様子が窺える。そうであれば、内親王が同宿している頃の別当達に六条家の人々が多かった状況は、たとい、八条院邸に於いて歌会等の和歌活動は行なわれなかつたとしても、やはり、八条院邸という環境は、御子左家と親しい内親王の和歌活動にとって、決して恵まれた状況ではなかつたと考えられるのである。

四、八条院からの移御

式子内親王の八条院邸からの移御については、冒頭に掲げた『明月記』建仁二年（一二〇二）八月二十二日の条に記載があった。この記事を基として、以下、式子内親王が八条院邸から移らなければならなかつた理由や背景を考え、その後、式子内親王の生涯に於ける八条院と同宿した期間について考えまとめることとしたい。

この『明月記』の記事は、式子内親王が前年の正治二年（一二〇一）に亡くなつてゐるため、没後、近年の呪詛の例の一つとして記されているのである。そしてこの年の十二月には、定家が八条院別当であったという記録が残る年である。

さて、その内容であるが、式子内親王は八条院とその姫宮を呪詛したため八条院の許から移御して、押小路殿で出家するが、この出家を後白河院が受け入れなかつたと記されている。周知のように式子内親王は、幼い頃より長きに亘つて斎院を勤め、その内親王が父後白河院の許可を得られないまま、仏に帰依して出家するのであり、この呪詛の噂は、内親王の生涯を考える上でも大きな位置を占める出来事であるといえる。先に式子内親王の八条院邸での様子を伝える史料を列記した部分でも述べたが、八条院邸に於ける内親王について記された史料は、八条院邸に同宿した初めの頃の史料ばかりであった。同宿の初期しか内親王の様子を伝える史料がない状況は、ある面では、それ以降の年月に八条院に於ける式子内親王について特筆すべき出来事がなかつたということであり、内親王にとつては一応、平穀な歳月であつたとも推察できるのである。何年もの間、大きな出来事の身辺に起こらない生活を送つていて内親王が、何故、八条院とその姫宮を呪詛するという噂が立つたのか、その背景と年代について、以下、考えてみたいの

であるが、先ず、この呪詛事件が起こった年月について触れてみたい。

この呪詛事件がいつ頃起きたかは、『明月記』に年月の記載がなく、それを補う他の史料もないため明白ではないが、国島章江氏⁽¹⁸⁾は、『愚昧記』文治六年（一一九〇）正月三日の条に、

三日戊午、今日中将令申慶於所々、予相具參内（中略）次參院此次殷富門院御同宿次八条院前斎院同所

と、式子内親王が八条院にいたと記されているため、文治六年（一一九〇）には、まだ八条院邸に同宿していたとして、それ以後の『明月記』の記事を総合して、後白河院崩御後の、建久五年（一一九四）五月以降であると述べる。また、本位田重美氏⁽¹⁹⁾は、建久二年（一一九一）頃と考察し、石丸氏⁽²⁰⁾は、文治の終り、建久のごく初め頃であろうとの説を出している。史料としては、国島氏の指摘する『愚昧記』が八条院邸にいた様子が確認できる最後の記事であり、式子内親王の移御がわかる『明月記』の記事では、それは後白河院が存命中であると知られるため、院の崩御が建久三年（一一九二）三月十三日であるとする、内親王の移御は文治六年（一一九〇）正月三日以降、建久三年（一一九二）三月十三日迄の間であるといえる。この二年間の何時であるかという問題を、ここまで見てきた八条院周辺の人物との係わりで考えれば次のように考えられる。

先に見たように、八条院に於ける式子内親王は、定家以外その官人に親しい人物も殆ど見当たらなかつた。特に、内親王が八条院に同宿していた文治年間の中心的な官人については、永井氏⁽²¹⁾が、

文治年間以後の八条院発給文書には、源通資と藤原長経の二人が別当としての署名が多くみられ、この二人が院務の中核にいたと考えられる。

とのべるよう、源通資と藤原長経であったとすると、通資は経房の競争相手通親の弟であり、長経も『明月記』を参考にすると、定家と親しい様子が窺えない、そうであれば、八条院の官人が呪詛の噂を打ち消してくれるような環

境にいなかつたといえるが、いうまでもなく、内親王の父後白河院は朝廷の実力者であり、院の権威があるうちに八条院邸から移御しなければならない呪詛の噂が出ることは考え難いのである。しかし、建久元年（一一九〇）十一月には頼朝の入京があり、朝廷に大きな変化が訪れる。即ち、幕府の力が本格的に影響するようになり、院の権威も傾いていったこの十一月以降、もう少し限定して推察すれば、後白河院が四天王寺御幸で京都を明けている時に、呪詛事件は起こつたのではないかと考えるのである。つまり、本位田氏⁽²⁴⁾が指摘する建久二年（一一九一）に起こつた可能性が高いといえる。

式子内親王の周辺に位置した人物を含め、八条院での年月について考えて来たわけであるが、冒頭で触れたように、やはりこの一時期は内親王の内面に大きな変化をもたらした期間であるといえる。そして、その原因としては、大きくは社会全体が激しく移り変わろうとしているその変化が内親王をも包み込んでいたのであり、細かくは、後見人経房が八条院とは直接関係のない立場にあり、定家が若年であった等、内親王に仕える人物が十分に内親王を補佐できる環境でなかつた点が挙げられる。つまり、八条院に於ける内親王は、その周辺に生活等を支えてくれるような人物も見られず、また和歌活動についても、内親王の意に叶う程の特に恵まれた環境であったわけではなかつたと考えられるのである。そう考える時、改めて後白河院の庇護の大きさが確認できるといえる。内親王にとって父院の存在は、

後白河院かくれさせ給ひて後、百首歌に

をののえのくちし昔は遠けれど有りしにあらぬ世⁽²⁵⁾をもふるかな
（『新古今集』卷十七・雜歌中・一六七二）

の歌の如く、やはり、大きな支えであつたといえる。

八条院邸に於ける式子内親王は、同宿の始めには、准后に叙せられるという晴の出来事もあるが、その多くの日々は、身辺に大きな出来事はないが孤独ともいえる年月を送り、父院の権力の衰えに伴い起こつた呪詛の噂による移御

と出家に至る。この八条院邸での年月を、式子内親王の全生涯から顧みる時、内親王の内面に大きな変化を与え、その変化に伴う苦悩、苦悶が仏への信仰に向かわせ、後の和歌活動にも大きな深化を持たせた期間であるといえるのである。

注

- (1) 式子内親王の出家の年月については、それがわかる明確な史料がないため、この『明月記』の記事に従い、建久二年頃（一一九一）であるという説（本位田重美氏『古代和歌論考』「式子内親王」笠間書院・昭和五二年九月）や、「十八道」を授けられたのと同じ、建久五年（一一九一）という説（国島章江氏「式子内親王」『平安文学研究』第二七輯・昭和三六年十二月）、そして、橘兼仲夫妻の妖言事件との関与や『古来風体抄』との関係から、建久七、八年（一一九六、七）の可能性をいう説（松野陽一氏『中世の文学歌論』「解題」昭和四六年二月）等、諸説ある。小稿では一応、『明月記』の記載に従い、建久二年頃（一一九一）説に従っておきたい。
- (2) 『明月記』治承五年（一一八一）正月三日の条。
- (3) 『明月記』治承五年（一一八一）九月二十七日の条。
- (4) 石丸晶子氏『式子内親王伝』（朝日新聞社 平成元年十二月）朝日文庫 平成六年十一月
- (5) 五味文彦氏『藤原定家の時代』（岩波新書 平成三年七月）
- (6) 中村直勝氏「以仁王の挙兵と八条女院領」『歴史と地理』七巻五号（大正十年五月）
- (7) 石井進氏編『中世の人と政治』（吉川弘文館 昭和六三年七月）源平争乱期の八条院周辺。
- (8) 『玉葉』治承四年（一一八〇）五月十五日の条から、以仁王が八条院の猶子であった事がわかり、この背景については、中村直勝氏の注（6）と同書や、上横手雅敬氏『平家物語の虚構と眞実』「賴政と以仁王」（昭和六十年十一月）、五味文彦氏『平家物語、史と説話』「以仁王」を参考とした。
- (9) 国島章江氏「式子内親王」『平安文学研究』第二七輯（昭和三六年十二月）
- (10) 安田元久氏『後白河上皇』（吉川弘文館 昭和六一年十一月）後白河院の八条院への渡御は次の年月日にあつたと指摘され

ている。

長寛二年（一二六四）七月二十日・嘉応元年（一二六九）六月七日・養和元年（一一八二）十一月二十六日・寿永元年（一一八三）六月二十五日・同年七月一日・文治元年（一一八五）十月十六日・文治二年（一一八六）八月一日・同年十月二十五日・文治四年（一一八八）十二月二十一日

(11)

永井晋氏「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」『国学院大学大学院紀要第十七輯』（昭和六一年三月）

(12) 注(7)と同じ。

(13) 勸修寺一門で八条院の別当となつた四人は藤原光頼・顯時・親隆・成頼。

(14) 『平家物語』卷十二「吉田大納言の沙汰」。

(15)

八条院六条と八条院高倉の勅撰集（『千載集』『新古今』『新勅撰』）入集状況は、次の如くである。

八条院六条 千載 一首 新古今 一首 新勅撰 三首

八条院高倉 千載 なし 新古今 七首 新勅撰 十三首

(16)

谷山茂氏『谷山茂著作集 新古今時代の歌合と歌壇』四（角川書店 昭和五八年九月）歌合をめぐる六条家と御子左家。経房と御子左家の関係については、拙稿、「式子内親王の後見」『中京国文学』第十四号（平成七年三月）で触れた。

(17) 注(9)と同じ。

(18) 本位田重美氏『古代和歌論考』式子内親王（笠間書院 昭和五二年九月）

(19) 注(4)と同じ。

(20) 注(11)と同じ。

(21) 橋本義彦氏『源通親』（吉川弘文館 平成四年十月）

(22) 注(10)と同書を参考。

(23) 注(19)と同じ。

(24)